

PROVIDENCEシリーズ

Compact

C

Complete

Creative

Book

5

Civil Law

民法Ⅲ

債権総論 | 第5版

債権総論

債権法の概要  
債権の意義・性質  
物権と債権の区別  
債権の発生

債権の目的

原因と要件  
債権の種類  
特定物債権と  
不特定物債権  
(種類債権)  
金銭債権  
選択債権

債権の効力

債権の効力総論  
強制履行  
債権不履行  
受領遅滞

責任財産の  
保全

責任財産の  
保全総論  
債権者代位権  
詐害行為取消権

多数当事者の  
債権・債務関係

多数当事者の  
債権・債務関係総論  
分割債権債務・  
不可分債権債務  
連帯債務・  
不真正連帯債務  
多数当事者間の  
債権・債務の種類別  
保護

債権譲渡・  
債権引受

債権譲渡  
債権引受  
契約上の  
地位の移転

債権の消滅

消滅原因の分類  
弁済  
弁済の提供  
代物弁済  
相殺  
その他の  
消滅原因

# はしがき

## ☆21世紀の我が国の状況

---

現在、日本は、対外的には外交政策の再構築を迫られ、国内にあっては立法・行政・司法の諸改革、産業構造の再編、それに伴う日本的雇用状況の見直し・新時代に向けての人材養成が緊急課題とされており、大激動の最中にあります。



## ☆一大立法期における法曹の重要性

---

このような大激動の時代に対応しようと、我が国では新たな法律や改正法が制定され、一大立法期を迎えています。また、法の性格も変化しており、新たな時代に向けた基盤作りとしての法が求められています。

そして、社会の進展に即した私法の制定・運用により、既存の解釈を超えた、新たな私法の原則・規範が必要とされ、これに応じて基本法の再構成がされようとしています。

民法についても債権法の改正が予定されており、想定する人間像が対等な当事者という画一的なものではなく、「事業者と消費者」のような具体的な取引における人間像へと考え方がシフトチェンジしております。これらの状況は、試験の対象となる法解釈にも影響を及ぼしてまいります。

法解釈の手法を理解することはもちろん、立法活動にも貢献できる専門職が、ますます、大量に必要となる時代となります。特に、法曹を志す人々の増大は、緊急課題となります。



## ☆法律ラッシュの激動の時代におけるC-Bookの役割

---

本書は、21世紀における「法の支配」の再確認とその重要性に想いを致し、法律を学ぶ多くの人々の要望に応える目的をもって、企画・制作されております。21世紀を迎え、我が国はますます高度知識情報社会・知価社会へと向かっています。国の権力機構のなかにおいても、民間企業・社会・文化・学術の各分野においても、専門的な知識・技能を体得した実務専門家が大量に必要となります。この実務専門家のなかで、特に、法律の実務専門職こそ、我が国において大規模に緊急養成・配備される必要があります。かかる国家的・国民的要請に即応すべく、本書「C-Book」を刊行するものであります。



## ☆C-Book民法の特色

---

「C-Book民法」の体系はパンデクテン方式によっております。初学者にも十分な理解ができるよう、本文の記述を丁寧に解説することはもちろん、索引、参考文献を充実させました。これにより、より深い学習が可能となり、大学の法学部の学生から、新司法試験受験までお使いいただける内容としております。また、新司法試験、予備試験で求められる事案分析力、法適用能力を身につけていただくため、判例を従来よりも厚く扱うようにしました。



## ☆LECの使命

---

私どもLECは、30年以上にわたって司法試験受験指導を行い、合格のノウハウの集大成として「C-Book」を刊行いたしております。2011年からは、予備試験が始まります。金銭や時間が理由で法科大学院に行けない人でも、公平に法曹の世界に入れるための制度です。

LECはこの予備試験の目的に沿って、第一歩を踏み出しております。

このテキストはその一端であります。LECの教室では、すでに予備試験対策の講座が始まっております。

もちろん本書は、公務員試験・弁理士試験・司法書士試験・実務家などにも愛用されております。

この度の改訂後も、多くの受験生に役立つ書籍として、ご愛用くだされますれば幸いです。

2011年4月吉日

LEC総合研究所 司法試験部  
編著者代表 反町 勝夫

# 本書をお使いいただくにあたって

## 一 本書の効果的活用法

民法は六法のなかでも、習得しなければならない情報量がもっとも膨大です。そのため本書も大量の情報を収録しています。しかし、そのすべてを同じ程度に学ぶことは適切ではありません。項目の重要度などに応じて効果的に学習することが必要です。本書では、読者がその時点における習得レベルに合わせて適切に学習することができるように、単元や図表等のメリハリづけを行っています。初学者の方は、最初の段階ではBやCの情報にはあまり捉われず、AAやAの情報について正確におさえるよう心がけて下さい。

### 1 単元のランク

- AA：論文試験・短答式試験を通してきわめて重要度の高い必修単元である。
- A：論文試験・短答式試験対策として重要な単元である。
- B：主に短答式試験対策として重要な単元である。
- C：試験においては、参考程度にみておけば足りるものである。

### 2 図表のランク

- AA：論文試験・短答式試験を通して理解しておかなければならないきわめて重要度の高い図表である。
- A：論文試験・短答式試験対策として重要な図表である。
- B：主に短答式試験対策として重要な図表である。
- C：参考程度にみておけば足りるものである。

### 3 短答直前整理

本書では、民法の基礎ともいえる論文試験・短答式試験を通して重要な部分と、いわゆる短答プロパー的な、短答式試験の直前までに覚えておけば足りる部分とに大きく分けてあり、その後者のほうを「短答直前整理」と題して枠で囲っています。これにより本文においても大胆にメリハリづけがなされています。

## 二 本書の構成

内容が膨大で、そのなかには難解な事項も多く含まれている民法を、初学者の方も含めた読者に、できるだけわかりやすく理解していただくことを目指して、本書は構成に色々工夫をこらしました。特に本書では、章導入、章・節目次、「学習の指針」などを設けて、初学者の方へ配慮しています。

### 1 章導入（「これから学ばれる方へ」）

章の始めには初学者の方のために導入文が設けてあります。これは、この章で学習する大まかな内容を、日常的な（身近な）事例を用いて平易に説明しているものです。初学者の方は、この導入を利用して、この章ではどのような内容の事項を学習するのか、おさえるようにして下さい。

### 2 章・節目次

章や節の目次を冒頭に示しています。これにより、今後学ぶ章や節の構成を大まかにイメージすることができます。

### 3 「学習の指針」

学習の指針では、その節で学習する内容についていかに学習を進めていくのがよいかを示しています。また、ここには重要な用語の意義・趣旨等も書かれていますので、復習をする際の道具として活用して下さい。

#### 4 「問題の所在」、「考え方のすじ道」、「アドヴァンス」、「論証カード」

司法試験で最大の難関とされているのが論文試験です。本書では、論点を具体的に捉え、的確な論証をすることができるように、「問題の所在」、「考え方のすじ道」を設けています。この「問題の所在」、「考え方のすじ道」を徹底的に理解することが、合格への確実な一歩となるでしょう。また、より詳しく論点の争いを知ることができるように「アドヴァンス」において徹底的に論点の解説をしています。さらに、復習の便宜として、巻末に判例・通説でまとめた短文の「論証カード」を用意しました。

#### 5 判例の「結論」、「One Point」

本書では、要約されている短い判例については欄外に、事案・判旨が長めの判例については本文に、それぞれ掲載しています。ただ、長めの判例については、同時にその簡潔な結論を欄外に記載して、試験直前期などに欄外のみで判例の結論を確認することが可能です。

応用的な事項・発展的な事項を「One Point」と題して記載しています。これは主に中・上級者向けの記述ですので、初学者の方は読みとばしてもよいでしょう。

#### 6 「先取り情報」、「実務では今」、「法律相談室」

民法の知識には横断的なものが多く、一度一通り勉強した後でないとその箇所がよくわからないということがあります。そこで本書では、後に詳しく学ぶ事項を簡潔に説明した「先取り情報」を設けて学習効率を高めています。また、法曹界の実務や新しい関連立法などの情報を掲載した「実務では今」や、日常的な法律問題を民法はいかに解決しているかを述べた「法律相談室」を設けています。気分転換に活用していただければ幸いです。

#### 7 論文過去問、短答過去問

本書では、勉強により培った実力を試すことができるように、章末に本試験の過去問を多く含んだ、論文問題・短答問題を配しています。これらの問題にチャレンジして、その章で学習した内容を十分に理解できているかどうかをチェックしてみてください。また、欄外には、その単元が実際どのような形で論文試験で出題されているかを確認するために、本試験問題を掲載しています。

---

本書に関する最新情報は、『LEC司法試験サイト』

(<http://www.lec-jp.com/shihou/cbook/>)にてご案内いたします。

---

#### C-Bookの「C」って何？

いわゆる基本六法といわれる、憲法 (Constitution) ・民法 (Civil Law) ・刑法 (Criminal Law) ・商法 (Commercial Law) ・民事訴訟法 (Civil Procedure) ・刑事訴訟法 (Criminal Procedure) の意外な共通点をご存じですか。

ご覧のとおり、英語に訳すとすべて「C」が頭文字になっています。つまり、C-Bookの「C」には、六法のすべてが凝縮されているのです。

しかも、C-Bookは、六法の知識を、完璧 (Complete)、かつ簡潔 (Compact) に集約し、そして創造的 (Creative) に表現しています。

だからこそC-Bookは、みなさんに、法律をわかりやすくお伝えできるというわけなのです。

# 5

## 多数当事者の債権・債務関係

- 5-1 多数当事者の債権・債務関係総論
- 5-2 分別債権債務・不可分債権債務
- 5-3 連帯債務・不真正連帯債務
- 5-4 多数当事者間の債権・債務の態様
- 5-5 保証

### これから学ばれる方へ

今までみてきたように、債権・債務関係は債権者・債務者がともに一人の場合が通常ですが、実際上、債権者・債務者が一人ではなく、一方または双方が複数存在する場合も存在します。この債権・債務関係の一方または双方が複数いる場合を多数当事者の債権・債務関係といいます。

たとえば、A、B、Cの三人が共同してDから600万円を借りたような場合、債務者はA、B、C三人存在します。この場合、Dは債務者のうちの一人に資金全額600万円の返還請求ができるのでしょうか。それとも一人に対しては三分の二の200万円しか請求できないのでしょうか。また、DがAに対して履行を請求した場合、BやCに対しては請求に伴う遅延損害金の効力が生じるのでしょうか。同じような問題は複数の者が一つの物を共同購入したような場合にも発生します。

また、たとえば、AがBからお金を貸してくれと頼まれたような場合、Aの債権確保の手段としてCが保証をするという方法が用いられることがよくあります。この場合、Aがいきなり保証人であるCに履行の請求をしてきたら、CはAにお金を払わなければならないのでしょうか。また、A、B間の契約が争点であったり、A、Bに対する債権がDに譲渡されたような場合、保証人Cはどのような影響を受けるのでしょうか。

このように多数当事者の債権・債務関係については、債務の履行はどのようになるのか、一人の債務者に生じた事由は他の者にどのような影響を及ぼすのか等、様々な問題が生じます。

そこで、このような当事者が複数の債権・債務関係について、分別債権・債務関係、不可分債権・債務関係、連帯債務、保証債務に分類して規定を設けています。

初学者が勉強に入りやすいように、各章ごとに導入部分を設置

各節ごとに目次を設置

節の全体像をナビゲーションし、短答・論文のメリハリづけを行った

論点の問題の所在を、具体例を通じて的確に把握

### 6-2 債務引受

#### はじめに

#### 債務引受の二つの態様

#### 学習の指針

債務引受とは、債務の同一性を失うことなく債務を契約によって移転すること、または、そのような契約をいいます。一般的には、①免責の債務引受、②併存的債務引受、③履行引受の三つに分類されます。試験対策としては、三つの類型の異同について短答式試験で問われる可能性があるので、それぞれの要件・効果について正確に理解しておきましょう。

#### 短答直前整理

##### はじめに

##### 1 意義

債務引受とは、債務の同一性を失うことなく債務を契約によって移転すること、または、そのような契約をいいます。

債権は債権者と債務者を拘束する法鎖であるとの概念を脱却し、債権を財産的価値を有する一つの財産権として取り扱うようになれば、債権の移転は容易に承認される。そして、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

これに対して債務の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債務の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。したがって、債権の移転は経済的効果から見て、債権者の利益に資するものであるから、これを認めるべきである。

## 二 特約違反の効果

### 論点の所在

譲渡禁止特約の債権の受領者が特約に違反して債権を譲渡した場合、当該債権者が債権者に対しての特約違反の債務不履行責任(465)を負うことに問題はない。では、さらに債権譲渡の効力が如何に効力があるか、譲渡禁止特約違反の効果の問題になる(この論点は、後述の論点図とも関連する)。たとえば、AがBに対する債権をCに譲渡したが、債権譲渡は譲渡禁止特約がなされていたという場合、特約違反の効果として、A、C間の債権譲渡が無効となるのか、それとも債権譲渡自体は有効であり、ただAの債務不履行責任が生じるのかと定めるのが問題となる。

### 考え方のすしほ

反対説：債権が原則として自由譲渡を有することを前提に、債権者の義務違反を生じさせるにすぎない(債権的効果説)。しかし、このように譲渡禁止特約に債権的効力が認められないとする(すなわち466条2項で譲渡禁止特約を認めない旨の趣意が示されている)旨で、譲渡禁止特約に債権的効力が認められるとする(物権的効果説)とする。契約自由の原則から債権の内容が当事者の自由意思によって決定されるのであれば、譲渡自体を禁じた債権を譲渡する行為は当然に有効である。したがって、譲渡禁止特約により債権は譲渡禁止の制限を受けるが、債権者の義務違反を生じるのみならず譲渡契約自体が無効となる(物権的効果説)。

### アドヴァンス

**A 物権的効果説(判例、通説)**  
特約に違反すれば、債権者の義務違反を生じるのみならず、譲渡自体の効力を生じない(債権が移転しない)。(理由)  
① 物権的効力を認めない譲渡禁止特約を認める意義が少ない。  
② 善意の第三者は466条2項によって保護されるから取引の安全は害されない。  
③ 契約自由の原則からは譲渡自体を禁じた債権性を定めるのは、当然であるから、466条2項をおおむね規定した以上、債権的効力以上に物権的効力であることを示すためである。  
**B 債権的効果説(前田、奥田)**  
特約に違反して譲渡がなされた場合、その譲渡は有効である。債権者(譲渡人)の義務違反が生じるのみである。ただし、悪意の譲受人に対しては、債権者が抗弁権を有する。(理由) 債権譲渡を広く認めるべきである。  
④ 両者の違いは、訴訟においてあらわれる。すなわち、理論的には、A説では、債権者が特約の存在を主張し責任を負い、譲受人が善意・無重大の立証責任を負うことになるが、B説では、債権者が特約の存在と譲受人の悪意の主張立証責任を負うことになる。

論文試験でそのまま使える論証パターンを記述した

学説の対立を理解できるようにした

短答プロパー分野については項目を設け、直前期の学習に配慮

受験生の盲点となりがちな事項・注意事項を指摘

一 金銭債権の意義

- 金銭債権とは、一般には、一定額の金銭の引渡しを目的とする債権(金銭債)をいう。
  - ① 本質代金債権、貸金債権
- 金銭債権の権限ともいべきものであり、そこに金銭債権の特色(402、403)と例外の問題が生ずる。
  - (1) 金銭債務の遅滞においては不可抗力をもって抗弁できない(419Ⅲ)。
  - ② 火山が噴火して交通が遮断された場合であっても、履行期に金銭の提供ができないときは、損害賠償責任を負わなければならない(419Ⅰ、419Ⅱ)。
- 債権者側の損害の有無を問題とせず、当然に一定率による賠償義務を負う(419Ⅰ、419Ⅱ)。
  - 結局、債権者は、債務不履行の事実さえ立証すればよいということになる。

One Point ▶ 金銭債権

金銭債権の遅滞による賠償額は法定利率(年5分(404))によるのを原則としますが、假にこれより高い約定利率が定められているときはそれによります(419Ⅰただし前)。

債権者は、履行遅滞があれば、実損害の有無を問わないで当然に上記の法定利率または約定利率による賠償を請求できますが、他方、それ以上の損害が生じたことを証明しても、その賠償を請求できません。ただし、法律に特別のある場合(647後、669、673Ⅱなど)、当事者が損害の賠償を特約した場合、損害賠償額の予定または違約金の特約がある場合にはそれらに従うこととなります。

設問

Q: この前欠に併せて10万円を返すとき、二千円札50枚で返したのですが、受け取ってもらえませんでした。必ず一万円札10枚で返さなくてはならないのですか。

A: 「10万円」という価値をもつ金銭であれば、金銭の種類は債務者に任されていますので、特約がない限りどのような種類の通貨で支払ってもかまいません。したがって、特に約束がない限り、一万円札10枚で返す必要はありません。

二 利息債権

- 404条 【法定利率】  
利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。
- 405条 【利息の元本の組入れ】  
利息の支払が1年以上経過した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

日常起こりうる法律問題を簡明に説明

図表の重要度のランクづけ

● 5 多数当事者の債権・債務関係

四 物上保証と時効の援用・中断 ⇒ 「総則」

五 保証と物上保証の比較

A	履行の可否	利息債権	補充性(後発の優先権)	主債務の時効の援用権	時効中断の効力	相殺の援用	事前求償権
保証	○	○	○ (453)	○ (特例)	○ (457Ⅰ)	○ (460)	○ (460)
物上保証	×	○	×	○ (特例)	○ (特例)	○ (下取金)	×

5-5-7 特殊な保証

- 一 連帯保証
  - 二 共同保証
  - 三 継続的保証
  - 四 貸金等保証(465の2以下)
- 学習の指針  
連帯保証とは、保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負担するものをいいます。連帯保証には、付帯性はありますが、補充性はないので、連帯保証人は催告の抗弁権を行使する権限もありません。共同保証とは、同一の主たる債務について数人の保証人がある場合をいいます。共同保証には、分別の利益が認められます(456)。分別

実務で現在問題となっているアップデートな事項を記載

関連する論文本試験過去問を多数掲示

● 6 債権譲渡・債権引受  
譲渡は原則として可能であり、それが契約の自由にかなうものとされている。わが国の民法制定の際にも、債権の自由な譲渡を認めるか否かについては激しい論争がなされたが、467条1項本文において、債権譲渡自由の原則が規定されている。

3 現代社会における債権譲渡

(1) 債権回収手段  
たとえば、AはBに対して弁済期の到来した債権を有しているが、Bは現金を有しておらず、Cに対する債権のみを有しているという場合、Aとしては、債務名義をとった上でBのCに対する債権を差し押さ

4内田・Ⅱ・203頁  
中田・418頁

実務では、  
パゾル債権とそれと引き続く不払いによって、不動産価格が下落を続け、金融機関が倒産して保有している不動産が貸付額を大きく下回るという問題が発生した。いわゆる不良債権処理の一環として、保有する多数の債権を債権回収会社(サーキュラー)等へまとめて売却することが頻りに行われるようになってきました。このような事態が「債権譲渡」の概念、つまり債権者に対する通知等することはない。譲渡するの。債権譲渡の特長(改正後は動産・債権譲渡登記による対抗要件具備を認めることが増えています。

行われる場合には代物弁済の場合には、その対価は用いられる。  
り、これを直ちに現金化、Bに対する債権をCにする。ではなく、弁済期までのこととなる。として用いられる。  
たが、Bに対する債権Aは、Bに対する債権を

2 債権引受を認めることの問題点

債権者は債務者が弁済に足りるだけの財産をもっているとして信用したからこそ、債権を得たにほざである。したがって、自分の知らないところで債務者がかわることは、債権引受人が無一文である等の不測の損害を被る危険性がある。そこで、債権引受を認めるにあたっては、債権者の利益に配慮することが必要となる。  
また、債権引受の債権によっては、債務者自身は全く債務を負わ、引受人に肩代りしてもらわなければならない。しかし、債務者の心情がそれを許さないことがありうる。そこで、債権引受を認めるにあたっては、このような債務者の意思に配慮することも必要となる。  
このように、債権引受を認めるにあたっては、利害関係者の利益を考慮する必要がある。

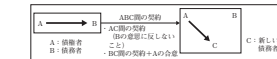
3 債権引受の種類

- ① 免責の債権引受
- ② 存続の債権引受
- ③ 履行引受

二 債権引受の三つの態様

1 免責の債権引受

(1) 意義  
免責の債権引受とは、債権が同一性を保ちつつ新債務者に移転し、もとの債務者が債権関係から離脱する債権引受をいう。たとえば、AがBに対して債権を有しているが、当事者の合意により債務者をBからCに変更することとなる。  
→債権者が認められる範囲が一層大きいため、債権者の同意なしには認められない(大判14.12.15)



(2) 要件

- 債権の移転可能性(第三者による履行が可能など)
- 当事者及び対抗権について
  - ① 債権者・債務者・引受人の三者による三層契約
    - 当然なしうる
  - ② 債権者・引受人による契約
    - 債務者の変更による変更や第三者介入との均衡を保つため、債務者の同意に反することはできない
  - ③ 債務者・引受人による契約
    - 債権者の承認が必要である。事前・事後、黙示・明示を問わず

(3) 効果

債権に付着する一切の抗弁事由(債務の不成立、一部弁済、同時履行の抗弁権など)が引受人に移転する。ただし、債務者が有する反対債あるから許されない

● 6-2 債権引受

4内田・Ⅱ・242頁  
【平成14年度第2回】  
Aは、20歳の息子Bが資産もないのに無職でいることに目ざからず、BがCから500万円の借金をしていることを知り、その借金を返済してやりたいと考えた。しかし、Bは、「親の世話に甘んじたくない」と断った。これを根拠としている。AがBの上記借金を消滅させてやるためには、いかなる法律的方法があるか。A・C間に新たな合意を必要としない場合と必要とする場合とに分けて論ぜよ。

各款ごとに重要度をAA~Cランクで表示

4我妻・Ⅱ・497頁  
近江・Ⅱ・243頁  
双葉・4・202頁

# C O N T E N T S

## 第4編 債権総論

### 第1章 債権総論

1-1	債権法の概要	3
一	債権総論と各論	Bランク 3
二	債権法の全体図	AAランク 3
三	債権法の特徴	Cランク 6
1-2	債権の意義・性質	7
一	意義	AAランク 7
二	性質	AAランク 7
1-3	物権と債権の差異	8
1-4	債権の一生	10
一	はじめに	AAランク 10
二	正常な取引の場合	AAランク 11
三	異常な取引の場合①（特定物売買の場合）	AAランク 11
四	異常な取引の場合②（不特定物売買の場合）	AAランク 13
五	債権の一生の処理手順	AAランク 13
六	債権関係のまとめ（法定責任説による）	AAランク 15

### 第2章 債権の目的

2-1	意義と要件	17
一	意義	Aランク 17
二	金銭への見積もりの可否	Aランク 17
三	要件	Aランク 17
2-2	債権の種類	19
一	はじめに	Bランク 19
二	与える債務となす債務	Bランク 19
三	結果債務と手段債務	Bランク 20
四	特定物債権と不特定物債権	Aランク 20
2-3	特定物債権と不特定物債権（種類債権）	21
一	特定物債権	Aランク 21
二	不特定物債権（種類債権）	Aランク 23
三	不特定物債権の特定	AAランク 25



四 特定後の変更権 .....	Bランク .....	28
<b>2-4 金銭債権 .....</b>		<b>30</b>
一 金銭債権の意義 .....	Bランク .....	31
二 利息債権 .....	Bランク .....	31
<b>2-5 選択債権 .....</b>		<b>35</b>
一 選択債権の意義 .....	Bランク .....	35
二 選択債権の特定 .....	Bランク .....	36
論文試験の過去問を解いてみよう～昭和61年度第1問～ .....		38

## 第3章 債権の効力

<b>3-1 債権の効力総説 .....</b>		<b>41</b>
一 債権の効力 .....	Bランク .....	41
二 債務と責任 .....	Bランク .....	43
三 債権に基づく妨害排除請求 .....	Aランク .....	43
四 第三者による債権侵害 .....	Aランク .....	44
<b>3-2 強制履行 .....</b>		<b>48</b>
一 強制履行とは .....	Bランク .....	48
二 強制履行の方法 .....	Bランク .....	49
<b>3-3 債務不履行 .....</b>		<b>51</b>
<b>3-3-1 債務不履行総説 .....</b>		<b>51</b>
一 はじめに .....	Bランク .....	52
二 要件 .....	Aランク .....	54
三 履行補助者の故意・過失 .....	Aランク .....	60
四 積極的債権侵害 .....	Aランク .....	64
五 安全配慮義務 .....	Aランク .....	66
<b>3-3-2 損害賠償 .....</b>		<b>73</b>
一 はじめに .....	Bランク .....	73
二 要件 .....	Bランク .....	74
三 効果 .....	Aランク .....	75
<b>3-4 受領遅滞 .....</b>		<b>90</b>
一 はじめに .....	Aランク .....	90
二 法的性質 .....	AAランク .....	91
三 効果 .....	AAランク .....	94
四 要件 .....	Aランク .....	95
五 受領遅滞の法的性質と要件・効果のまとめ .....	Aランク .....	97
論文試験の過去問を解いてみよう～平成11年度第1問類題～ .....		98

## 第 4 章 責任財産の保全

<b>4-1 責任財産の保全総説</b> .....	<b>102</b>
一 はじめに .....	A ランク ..... 102
二 責任財産の保全の制度趣旨 .....	A ランク ..... 103
三 債権の対外的効力 .....	A ランク ..... 104
<b>4-2 債権者代位権</b> .....	<b>105</b>
<b>4-2-1 債権者代位権総説</b> .....	<b>105</b>
一 意義 .....	A ランク ..... 105
二 機能 .....	A ランク ..... 105
<b>4-2-2 債権者代位権の要件</b> .....	<b>106</b>
一 要件総説 .....	A ランク ..... 107
二 被保全債権が金銭債権であること (要件①について) .....	AA ランク ..... 107
三 被保全債権が弁済期にあること (要件②について) .....	A ランク ..... 107
四 債務者の無資力 (要件③について) .....	AA ランク ..... 108
五 債務者が未だ権利を行使していないこと (要件④について) .....	A ランク ..... 108
六 代位行使される権利に関する要件 .....	AA ランク ..... 108
<b>4-2-3 債権者代位権の行使方法・内容</b> .....	<b>112</b>
一 行使方法 .....	A ランク ..... 112
二 相手方の抗弁 .....	A ランク ..... 112
三 代位権行使の範囲 .....	A ランク ..... 114
四 代位債権者の請求内容 .....	AA ランク ..... 114
<b>4-2-4 債権者代位権の効果</b> .....	<b>116</b>
一 効果 .....	A ランク ..... 116
二 債務者の処分権の制限 (効果①について) ..	A ランク ..... 116
三 効果の帰属 (効果②について) .....	A ランク ..... 117
<b>4-2-5 債権者代位権の転用</b> .....	<b>118</b>
一 転用の可否 .....	AA ランク ..... 118
二 転用の具体的場面 .....	AA ランク ..... 120
<b>4-3 詐害行為取消権</b> .....	<b>128</b>
<b>4-3-1 詐害行為取消権総説</b> .....	<b>128</b>
一 意義 .....	A ランク ..... 128
二 制度趣旨 .....	A ランク ..... 129
三 債権者代位権との相違 .....	A ランク ..... 129
四 虚偽表示との比較 .....	B ランク ..... 131

4-3-2	詐害行為取消権の要件	132
一	要件総説	Aランク 132
二	債権者側の要件	Aランク 133
三	債務者側の要件	AAランク 136
四	受益者・転得者側の要件	Aランク 143
五	行使方法	Aランク 145
4-3-3	詐害行為取消権の効果	146
一	はじめに	AAランク 146
二	債権者は誰に何を請求できるか (詐害行為取消権の法的性質)	AAランク 147
三	取り戻せる財産の範囲	AAランク 150
四	取消後の返還の相手方	AAランク 154
五	取消権行使後の後始末	Aランク 157
4-3-4	特定物債権保全のための取消し	158
一	特定物債権保全のための詐害行為取消の可否	AAランク 159
二	詐害行為取消後の移転登記請求	Aランク 161
	論文試験の過去問を解いてみよう～昭和63年度第2問類題～	163
	短答式試験の過去問を解いてみよう	165

## 第5章 多数当事者の債権・債務関係

5-1	多数当事者の債権・債務関係総説	168
一	はじめに	Bランク 168
二	考察の視点	Bランク 169
5-2	分割債権債務・不可分債権債務	171
5-2-1	分割債権・債務	171
一	はじめに	Bランク 171
二	分割債権・債務の成立(発生原因)	Bランク 172
三	分割債権・債務の効力	Bランク 173
5-2-2	不可分債権・債務	174
一	はじめに	Bランク 175
二	不可分債権・債務の成立(発生原因)	Bランク 175
三	不可分債権の効力	Bランク 176
四	不可分債務の効力	Bランク 177
5-3	連帯債務・不真正連帯債務	179
5-3-1	連帯債務	179
一	はじめに	Bランク 181
二	連帯債務の成立(発生原因)	Bランク 183
三	連帯債務の効力	Bランク 185

5-3-2	不真正連帯債務	196
一	はじめに	Bランク 196
二	不真正連帯債務の効力	Aランク 197
5-4	多数当事者間の債権・債務の諸形態	Bランク 199
5-5	保証	201
5-5-1	人的担保総説	201
一	人的担保の意義	Bランク 201
二	人的担保の種類	Bランク 201
5-5-2	保証の意義・性質	202
一	意義	Bランク 202
二	法的性質	Bランク 203
三	保証の機能	Bランク 204
5-5-3	保証債務の成立・内容	205
一	保証債務の成立	Bランク 206
二	保証債務の内容	Aランク 208
5-5-4	保証債務の効力（保証人の抗弁権）	212
一	保証債務の効力（保証人の抗弁権）	Aランク 213
二	主債務者・保証人に生じた事由	Aランク 219
5-5-5	保証人の求償権	221
一	はじめに	Bランク 223
二	求償権の性質・範囲	Aランク 223
三	求償権の要件としての通知	Aランク 225
四	連帯債務・不可分債務の保証人の求償権	Bランク 227
五	事前求償権	Aランク 228
5-5-6	保証と物上保証の差異	229
一	主債務者の有する反対債権による相殺	Bランク 229
二	物上保証人の事前求償権	Aランク 230
三	物上保証と補充性	Bランク 231
四	物上保証と時効の援用・中断	Aランク 232
五	保証と物上保証の比較	Aランク 232
5-5-7	特殊な保証	232
一	連帯保証	Bランク 233
二	共同保証	Bランク 234
三	継続的保証	Bランク 235
四	貸金等根保証（465の2以下）	Bランク 237
	論文試験の過去問を解いてみよう～平成元年度第2問類題～	240
	短答式試験の過去問を解いてみよう	242

6-1	債権譲渡	245
6-1-1	債権譲渡総説	245
一	はじめに	Bランク 245
二	物権行為との共通性と相違点	Bランク 246
三	債権の種類	Bランク 247
6-1-2	債権の譲渡性 (債権の移転が生じるための特殊の有効要件)	248
一	原則：債権の自由譲渡性	Bランク 248
二	例外：債権譲渡に特殊な有効要件	Bランク 249
6-1-3	譲渡禁止特約	250
一	はじめに	Bランク 250
二	特約違反の効果	Aランク 251
三	「善意の第三者」(466Ⅱただし書)の意味	Aランク 252
四	譲渡禁止特約付債権の譲渡後の債務者の承諾	Aランク 253
五	譲渡禁止特約付債権と強制執行	Bランク 256
6-1-4	債権譲渡の対抗要件	258
一	はじめに	Bランク 258
二	債務者に対する対抗要件(467Ⅰ)	Bランク 260
三	第三者に対する対抗要件(467Ⅱ)	AAランク 262
四	債権の劣後譲受人に対する弁済と478条	Aランク 273
6-1-5	抗弁の承継と切斷	275
一	抗弁承継の原則(468Ⅱ)	Aランク 276
二	抗弁の切斷(468Ⅰ)	Aランク 281
三	無留保承諾と担保権の復活	Aランク 286
6-1-6	467条と468条との関係	295
一	はじめに	Bランク 295
二	具体的な問題点	Bランク 295
6-1-7	集合債権の譲渡	Aランク 296
一	意義	ランク 297
二	将来債権譲渡の可否	ランク 297
三	対抗要件	ランク 298
6-1-8	証券的債権の譲渡	Cランク 301
6-2	債務引受	302
一	はじめに	Bランク 303
二	債務引受の三つの態様	Bランク 306
6-3	契約上の地位の移転	306
一	はじめに	Bランク 306
二	契約上の地位の移転と旧当事者の債務の消滅	Bランク 307

三 要件	Bランク	307
論文試験の過去問を解いてみよう～昭和60年度第2問類題～		309
短答式試験の過去問を解いてみよう		311

## 第7章 債権の消滅

<b>7-1 消滅原因の分類</b>		<b>313</b>
一 はじめに	Aランク	313
二 分類	Aランク	314
<b>7-2 弁済</b>		<b>315</b>
<b>7-2-1 弁済総説</b>		<b>315</b>
一 意義	Aランク	315
二 弁済の方法	Bランク	315
三 弁済の法的性質	Bランク	316
<b>7-2-2 弁済の要件</b>		<b>317</b>
一 誰が(弁済者)	Aランク	317
二 誰に(弁済受領者)	AAランク	319
三 いつ(弁済の時期)	Aランク	330
四 どこで(弁済の場所)	Aランク	330
五 何を(債権の目的)	Aランク	331
<b>7-2-3 弁済の効果</b>		<b>334</b>
一 はじめに	Bランク	334
二 弁済の充当	Bランク	334
三 弁済者の権利(弁済の証拠)	Aランク	336
四 弁済による代位	Aランク	337
<b>7-3 弁済の提供</b>		<b>351</b>
一 はじめに	Aランク	352
二 要件	Aランク	353
三 効果	Aランク	358
<b>7-4 代物弁済</b>		<b>359</b>
一 意義	Aランク	359
二 要件	Aランク	360
三 効果	Aランク	361
四 代物弁済の予約	Bランク	362
<b>7-5 相殺</b>		<b>363</b>
<b>7-5-1 相殺総説</b>		<b>363</b>
一 意義	Aランク	363
二 相殺の機能	Aランク	364
三 相殺の形態	Bランク	364

7-5-2	相殺の要件	367
一	相殺の原則的要件（相殺適状）	Aランク 368
二	当事者間に債権が対立すること （要件①の(a)について）	Aランク 369
三	対立する債権が有効に存在すること （要件①の(b)について）	Bランク 374
四	「双方の債務が弁済期にある」こと （要件③について）	Bランク 374
五	相殺の許されない場合	Aランク 372
六	受働債権の差押えと相殺	AAランク 376
七	債権譲渡と相殺	AAランク 381
7-5-3	相殺の方法・効果	383
一	相殺の方法	Aランク 383
二	相殺の効果	Aランク 384
三	債権の消滅と相殺の遡及効	Aランク 384
7-6	その他の消滅原因	387
一	供託（494以下）	Aランク 387
二	更改（513以下）	Bランク 390
三	免除（519）	Bランク 391
四	混同（520）	Bランク 392
	論文試験の過去問を解いてみよう～昭和60年度第2問類題～	394
	短答式試験の過去問を解いてみよう	396

## 債権法改正の基本方針

## 論証カード

# 第4編

## [債権総論]

民法

第1編

総則

第2編

物権

物権変動  
占有権  
所有権  
用益物権

第3編

担保物権

第4編

債権総論

第5編

債権

債権各論

契約

契約総論

契約各論

第7編

事務管理  
不当利得  
不法行為

第8編

親族

第9編

相続

第1章 債権総説

第2章 債権の目的

第3章 債権の効力

第4章 責任財産の保全

第5章 多数当事者の  
債権・債務関係

第6章 債権譲渡・債務引受

第7章 債権の消滅



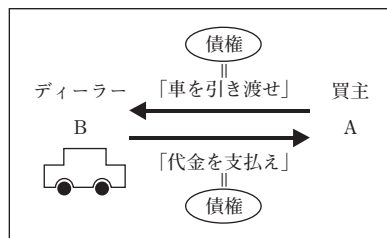
# 債権総説

- 1-1 債権法の概要
- 1-2 債権の意義・性質
- 1-3 物権と債権の差異
- 1-4 債権の一生

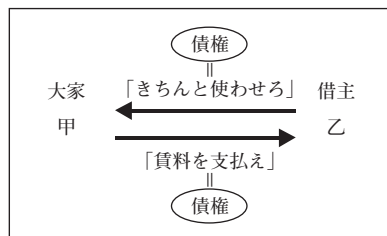
## これから学ばれる方へ

私達は、日々の生活を続けていくために様々な社会活動を営んでいます。たとえば、銀行からお金を借りたり、ディーラーから車を買ったり、大家さんから部屋を借りたり、大工さんに家の建築を頼んだりしています。

車の売買を例にとってみると、AがディーラーであるBから車を購入したとします。A B間の売買契約の効果として、Aさんは車を自由に使える権利つまり所有権を取得するとともに、Bに対して「車を引き渡してくれ」と言える権利を取得することになります。このようにしてAさんが売買契約により取得する権利のうち、Bという特定の「人」に対して「車の引渡し」という一定の行為を請求する権利を「債権」といいます。このように債権は特定の人に対し行為を請求する権利ですから、その特定の人からみれば行為をすべき義務となります。これを「債務」といいます。



また、乙が大家の甲から部屋を借りるとしましょう。部屋を借りる契約を賃貸借契約といいますが、この場合、乙は甲に対して部屋を利用できる状態にするように請求できる権利を有し、甲は乙に賃料の支払を請求することができる権利を有します。これらもまた債権です。



では、先のディーラーBが違う車を渡してしまった場合や車に欠陥があったような場合、あるいはBが引渡期日が来ても一向に引き渡してくれないような場合、債権者のAはBに何か言えないでしょうか。Aとしては、「自分が頼んだ車とかえてくれ」、「欠陥を直してくれ」、「損害賠償を支払え」といったことを言いたいところでしょう。また、乙が賃料を全然支払ってくれないといったような場合、賃貸人の甲としては賃貸借契約を解除して乙を部屋から追い出したいと考えるでしょう。民法は、このような人と人との財産をめぐる関係を規律するために、「債権」に関する詳細な規定を設けています(399以下)。

本章では、債権とは何か、それはどのような一生をたどるのかを、債権に関する規定の位置を確認しながら学んでいくことになります。

## 1-1

## 債権法の概要

- 一 債権総論と各論
- 二 債権法の全体図
- 三 債権法の特徴

## 一 債権総論と各論

民法第3編は「債権」について定めており、このうち、第1章「総則」を講学上「**債権総論**」という。第2章「契約」、第3章「事務管理」、第4章「不当利得」、第5章「不法行為」をまとめて、講学上「**債権各論**」という。本書においても、この分類に従い解説を行う。

本書で学ぶ**債権総論**は、第1章「総則」を対象とするが、これは、債権の一般理論を収める部分であり、第1節「債権の目的」、第2節「債権の効力」、第3節「多数当事者の債権及び債務」、第4節「債権の譲渡」、第5節「債権の消滅」から成り立っている。

## 二 債権法の全体図

## 1 はじめに

本書では、債権法の全体を把握するため、**債権の発生**を起点に、**債権の消滅**を終点に据え、その間に生じる**債権の効力・債権債務の移転・債務の履行の確保**という債権をめぐる重要な概念を説明する全体図を掲載した。債権法の全体と個々の制度の位置を把握するための参考にしてほしい。

## 2 債権の発生

債権の発生原因の主要なものとして「**契約**」、「**事務管理**」、「**不当利得**」、「**不法行為**」が、債権各論に規定されている。そのうち最も重要な「**契約**」は、さらに契約総論と契約各論に分かれる。

**契約総論**においては、契約の一般理論として「**契約の成立**」、「**契約の効力**」、「**契約の解除**」が規定されている。契約の効力の中には、双務契約の牽連性の現れである同時履行の抗弁権・危険負担の他に、契約の効果の一部を第三者に帰属させるといった特殊な効果を生じさせる第三者のためにする契約についての規定もある。

**契約各論**においては、売買・消費貸借・賃貸借など13種類の典型契約が規定されている。各契約の性質・内容に応じた成立・効力・消滅について定められている。特に、売買の箇所において規定されている「担保責任」は有償契約\*に妥当する一般規定として重要である。

なお、**債権総論**においては、契約等により発生した「**債権の目的**」に関する規定が置かれている。債権の目的という表現はわかりにくいですが、債務者がなすべき一定の行為（作為・不作為）、すなわち給付のことで



▶ 債権総論・399～520条  
債権各論・521～724条



▶ 事務管理・697条～702条  
不当利得・703条～708条  
不法行為・709条～724条  
契約総論・521条～548条  
契約各論・549条～696条

\*有償契約とは、契約当事者が互いに対価的意義を有する出捐（経済的損失）をする契約をいいます。

と考えればよい。債権の目的においては、特定物債権・種類債権・種類債権の特定などが規定されている。

### 3 債権の効力

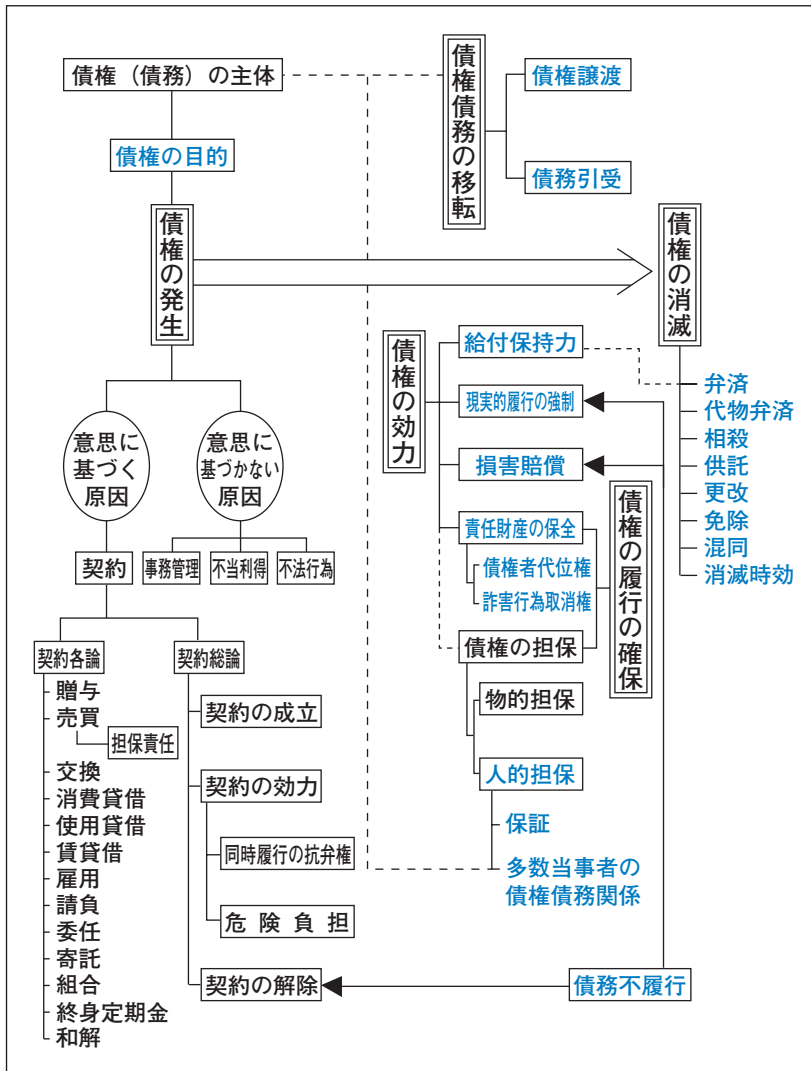
発生した債権がどのような効力を有するかは、主に債権総論において定められている。

まず、債権は、債務者が任意になした給付を債権者が受領しこれを保持する効力を最低限有している。これを、通常「**給付保持力**」という。

次に、債務者が任意に債務を履行しない場合、債権者は**現実に履行**を強制することができる。また、**債務不履行**に基づいて**損害賠償請求**や**契約の解除**をすることもできる。

契約の解除は、契約総論のなかに規定されているが、債権総論に規定されている債務不履行を発生原因とするため、これとの関係で理解する必要がある。

【債権の全体図】



## 4 債務の履行の確保

債権者の大きな関心として債務の履行の確保がある。そのためには、まず、債務者の一般財産である責任財産を保全する必要がある。債務者が任意に債務を履行しない場合、債権者は履行の強制や損害賠償請求という手段をとることができるが、債務者の責任財産が確保されていなければ、そのような手段は役に立たないからである。そこで、債権総論の「債権の効力」のなかに、債務者の責任財産を保全する制度として**債権者代位権**と**詐害行為取消権**が定められている。

次に、債務の履行を確保する手段として債権の担保がある。債権担保には物的担保と人的担保があり、特定の物の交換価値を支配する物的担保は物権編に規定されている。これに対し、人的担保は債務者以外の者の一般財産を担保の目的とし、**保証制度**が債権総論の「**多数当事者の債権**」のなかに規定されている。

多数当事者の債権関係とは、一個の同一の給付を目的とする債権または債務が多数の者に帰属している関係をいう。すべてが債権担保手段として規定されているわけではないが、担保手段として規定されている保証のほかにも、連帯債務や不可分債務などは、債権の効力を強めるので債権担保手段として利用されることが多い。

## 5 債権債務の移転

債権は、その内容を変えることなく契約によって第三者に移転することができる。債権は、人が他の人に対して一定の行為を請求する権利であるので、債権者がかわれば権利の中身が変わってしまうのが原則である。しかし、経済取引の発展と債権の財産的価値の重要性から、民法は、債権の同一性を維持して債権の移転を認めた。この**債権譲渡**は、債権総論において規定され、現代社会においては、実質的な債権回収手段として利用されることが多い。

また、明文の規定はないものの実際上の必要性から、債務の移転も判例により認められている。経済取引においては、債務は消極的財産といわれ、債権と同様に重要な地位を占める。この債務の移転は**債務引受**という。この債務引受は、債務者とその譲受人との契約であり、いわば債務という消極的財産の譲渡契約である。しかし、通常は、債務引受と定義し、債務の譲渡契約とはいわない。

## 6 債権の消滅

債権は、債務者が債務を履行し、給付内容が実現されることを目的としている。したがって、給付内容が実現、すなわち履行されれば、もはや債権を存続させる必要性がない。そこで、債権は目的達成により消滅する（債権は、いわば、円満な履行により消滅する運命にある。この点、物権と異なる）。この給付内容を実現する行為は、債権者からみて履行といい、債務者からみて**弁済**という。債権総論においては、弁済のほかにも、代物弁済・供託・相殺などの債権の消滅原因を規定している。これらの債権消滅原因のなかに、給付内容が実現しているものや実現する必要がなくなるものがある。

また、債務者に帰責事由がなく債務が履行不能になった場合も債権は

実現不能により消滅する。一般人からみて履行不能な債権を存続させることは、法秩序の観点から認められないからである。これに対し、債務者に帰責性\*がある場合、債権は債務不履行に基づく損害賠償債権にかわって存続する。この場合は、債権は形を変えて存続することになる。

\*債務者の帰責性とは、債務者の故意・過失または信義則上これと同視できる事情がある場合をいう。

### 三 債権法の特徴

#### 1 任意法規性

債権法は、原則として**任意法規**である。債権は、人と人との「法的な鎖」であるから、債権の内容は、人と人との合意でどのようにでも形成できる。それは、まさしく契約自由の原則の現れである。したがって、債権法の規定は当事者が自由に合意した契約の内容を前提として、その内容の確定性及び履行の際に適用される解釈規定や補充規定としてはたらく。

#### 2 共通性

地域的・民族的特色を有する物権法・家族法（身分法）に比べて、債権法は**共通性**を有する。各国における売買や債権契約などによる債権内容が国際取引の発達により共通の取引慣行として一般化する傾向はますます著しい。

#### 3 信義則

債権法においては**信義誠実の原則（1Ⅱ）**が重要な役割を果たしている。債権・債務関係は、人と人との合意により成立するものであって、その合意の解釈は終局的には当事者の信頼関係を基礎になされる以外にないからである。



## 2-5

## 選択債権

- 一 選択債権の意義
- 二 選択債権の特定

## 学習の指針

選択債権とは、数個の給付中の選択によって決定する一個の給付を目的とする債権をいいます。選択権の帰属の問題と給付不能による特定の問題について、主に短答対策として直前に整理すれば十分でしょう。

## ●短答直前整理●

- 406条 【選択債権における選択権の帰属】  
債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。
- 407条 【選択権の行使】  
1項 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。  
2項 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。
- 408条 【選択権の移転】  
債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。
- 409条 【第三者の選択権】  
1項 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。  
2項 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。
- 410条 【不能による選択債権の特定】  
1項 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。  
2項 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。
- 411条 【選択の効力】  
選択は、債権の発生の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

## 一 選択債権の意義

数個の給付中の**選択によって決定する一個の給付**を目的とする債権。たとえば、A B 2台の自動車のうちのいずれか1台を売るという場合がこれにあたる。また、請負の目的物に欠陥があった場合には、注文者は損害賠償か修補かの選択をすることができるが(634Ⅱ)、これは法律



◀近江・Ⅳ・63頁  
◀星野・Ⅲ・21頁

の規定に基づく選択債権の例である。

## One Point ▶ 選択債権の給付

選択債権であるためには、給付にはそれぞれ選択に値するだけの個性のあることが必要です。個性がなければ種類債権になります。

## 二 選択債権の特定

### 1 選択による特定

#### (1) 選択権者

債務者である(406)。ただし、特約で債権者または第三者とすることができる。

#### (2) 選択権の行使

選択権は、相手方に対する意思表示によって行う(407 I)。いったんなした選択の意思表示を撤回するには、相手方の承諾が必要である(407 II)。

#### (3) 選択権の移動

##### (a) 当事者の一方が選択権を有する場合(408)

- ① 債務が弁済期にあるときで、かつ
- ② 相手方が相当の期間を定めて催告しても、その期間内に選択しないときには、選択権は相手方に移る。

##### (b) 第三者に選択権がある場合(409 II)

- ① 第三者が選択をなすことができず、または
- ② これを欲しないとき(このことが確定的に分明すれば履行期の到来は不要)には、選択権は債務者に移る。

#### (4) 効果

選択による特定の効果は、債権発生時にさかのぼる(411本)。このように遡及効を与えたのは、ある場合にはすでに不能となった給付をも選択できることを認めようとする趣旨である。

411条ただし書には、「第三者の権利を害することはできない」との規定があるが、この規定は実際上意味がない。なぜなら、第三者との関係は、専ら登記・引渡しその他の對抗要件の有無、または前後によって決せられるからである。

## 2 給付不能による特定

### (1) 特定

- ① 給付の一部が原始的に不能なとき(選択債権として成立していない)
  - 債権は残存するものにつき存在する(410 I前)
- ② 後発的に不能となるとき
  - 選択権を有する当事者の過失によるとき、または両当事者に過失がないときは、残部に特定する(410 I後、II)

### (2) 効果

特定とは、残部の給付が債権の目的となるという意味であり、残部が数個あるときは、この部分についての選択債権として存続することになる。

特定しない場合には、選択権者は不能となった物を選択し、それが債権者であれば、履行不能による損害賠償を請求し、債務者であれば、帰責事由なき履行不能による債務の消滅を主張できる。先ほどの



例によると、たとえば、譲渡する側が選択権を有しているときに、譲渡を受ける側の過失によってB車に事故が発生して滅失したとすると、譲渡する側は不能となったB車を選択して、結果的に債務を免れることもできる。また、譲渡を受ける側が選択権を有しているときには、贈与する側の過失によって事故が発生したときでも、譲渡を受ける側はなおB車を選択して、債務不履行による損害賠償を請求することができる。なお、**不能による特定には遡及効はない。**

**B****【原所有者帰属説と善意者取得説の比較】**

	債権者	債務者	第三者
債権者の過失	○	×	×
債務者の過失	×	○	×
第三者の過失	○	○	○
不可抗力	○	○	○

(○印は特定する)

**One Point** ▶ 選択債権の給付

前述のとおり、選択債権者が債務者である場合に、債務者が債権者の過失により不能となった給付を選択すれば、帰責事由なき履行不能による債務の消滅を主張できます。この場合、反対債権は債権者主義(536 II本)により消滅しないことに注意して下さい。

**法律相談室**

**Q:** この間友人はサザンのCDとミスチルのCDの好きなほうを僕にけると約束しました。しかしその後その友達がサザンのCDを割ってしまいました。僕はサザンのCDが欲しかったのですが、もうミスチルのCDをもらうしかないのですか。

**A:** この場合、選択権をもたないその友人の過失によりサザンのCDが割れてしまったのですから、あなたの債権はミスチルのCDに特定するわけではありません。よってあなたは、ミスチルのCDをもらうこともできますし、その友人に対して、履行不能に基づく損害賠償の請求をすることもできます。損害賠償として得たお金でサザンのCDを買うわけです。



甲は、乙との間で、乙がその倉庫に保管中のB型ワープロ500台のうち200台を、契約の日から1週間後を引渡期日と定めて購入する契約を締結した。甲の債権は、制限種類債権であるとして、次の場合につき、甲乙間の法律関係を論ぜよ。

- 1 契約の日の翌日、B型ワープロ全部が倉庫から消失してしまった場合
- 2 乙が甲に引き渡すために、あらかじめ甲が指示したB型ワープロ200台を倉庫から搬出し、トラックに積載しておいたところ、トラックごとそれが消失してしまった場合

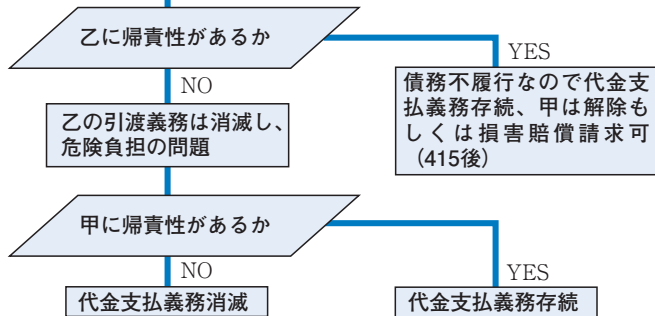
## [問題点]

- 1 制限種類債権と危険負担
- 2 「同意を得てその給付すべき物を指定した」(401Ⅱ後)の意義
- 3 債権者主義(534Ⅰ)の制限

## [フローチャート]

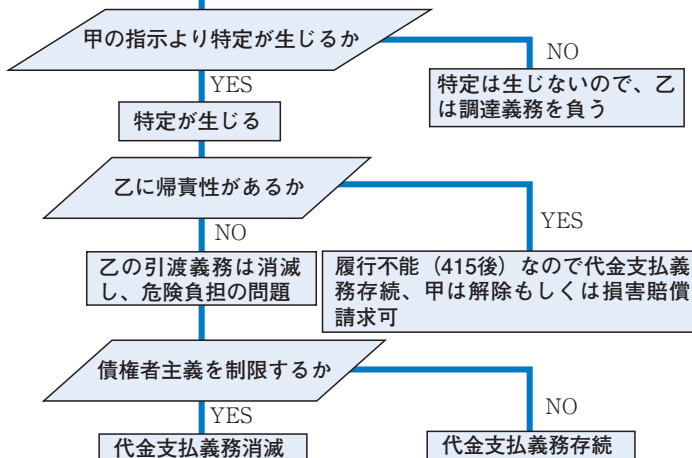
設問1

代金支払義務と目的物引渡義務の処理



設問2

乙の調達義務と甲の代金支払義務の処理



## [答案構成]

## 一 設問1について

1 本問では、B型ワープロ全部が倉庫から消失した場合の、売買契約に基づく売主乙の目的物引渡義務、及び買主甲の代金支払義務（555）の帰趨が問題

2 乙の目的物引渡義務について

**制限種類債権**は、債務者の調達義務が一定範囲に制限されている  
→倉庫内のB型ワープロ全部が消失したときは、社会通念上履行不能となり、乙は引渡義務を負わない

3 甲の代金支払債務について

(1) 履行不能につき乙に**帰責性ある場合**は、甲の代金支払義務は存続し、乙は**債務不履行責任**を負う（415後、543）。もっとも甲は解除（543）により代金支払義務を免れることができる

(2) 乙に**帰責性ない場合～危険負担の問題**

甲にも帰責性ない場合 →甲の代金支払義務消滅（536 I）

∴ 双務契約の対価的牽連性

甲に帰責性ある場合 →甲の代金支払義務消滅せず（536 II）

## 二 設問2について

1 B型ワープロ200台の消失により乙の目的物引渡義務及び甲の代金支払義務の帰趨が問題

2 まず、**特定**が生じたか、特定しなければ依然調達義務を負うことになるので問題

債権者甲の指示に従ったことが、その「同意を得て指定」（401 II 後）したといえるか

→肯定 ∴ 甲の指示は債権者の同意（401 II）と同様に考えられる  
→特定あり（調達義務なし）

3 さらに、消失により社会通念上履行不能となり、引渡債務消滅

(1) 履行不能につき乙に帰責性ある場合

→甲の代金支払義務は消滅せず、乙は債務不履行（415、543）に基づく損害賠償義務（415後）を負う。もっとも甲は解除（543）により代金支払義務を消滅させることができる  
乙には**信義則上（1 II）の変更権**が認められる

(2) 乙に帰責性ない場合～危険負担の問題

534条1項の文言からは、甲の代金支払義務は消滅しないとも思える  
↓しかし

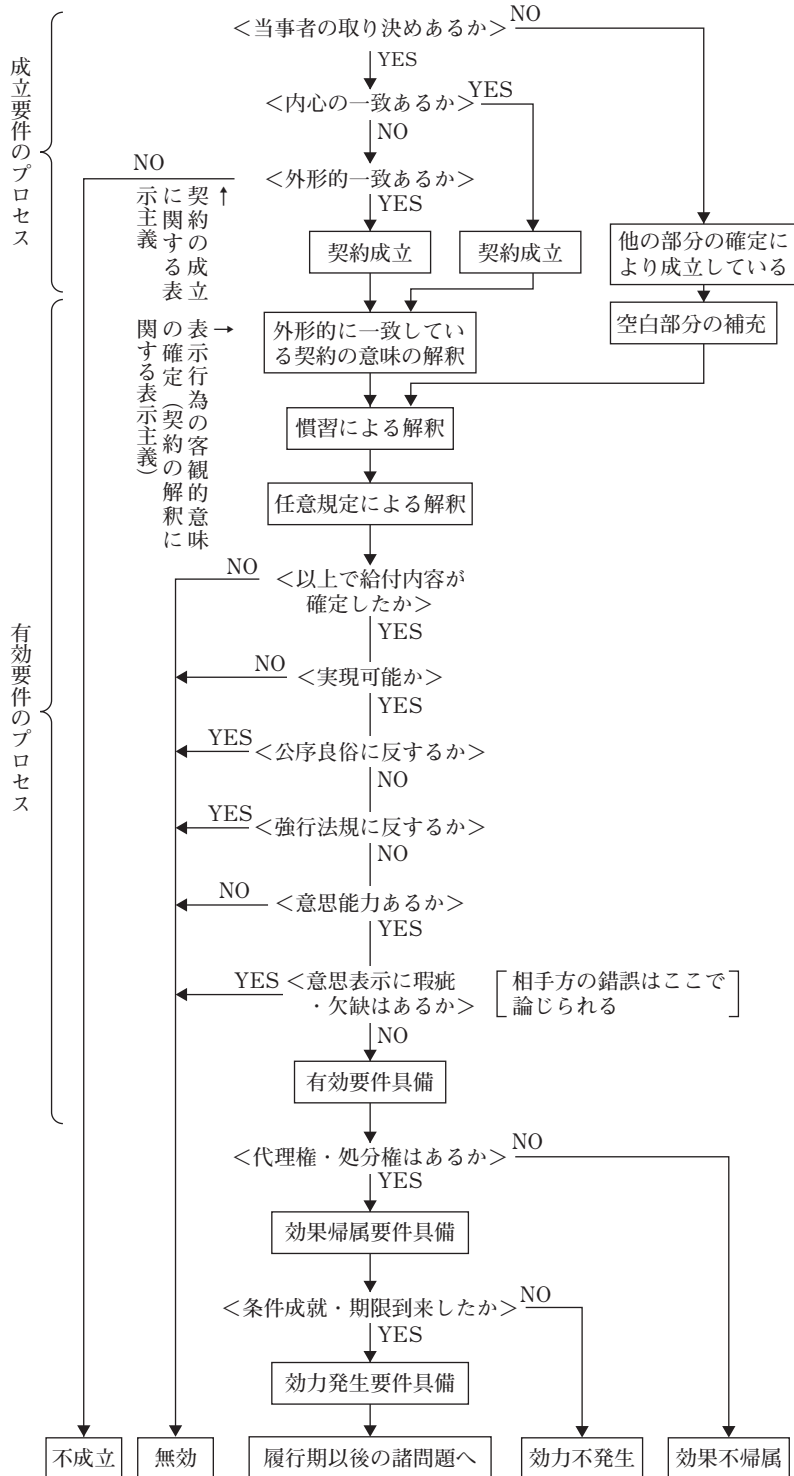
**債権者主義（534 I）制限説** ∴ 双務契約の対価的牽連性

→代金支払・登記・引渡のいずれかがなされたときに、債権者に危険が移転する

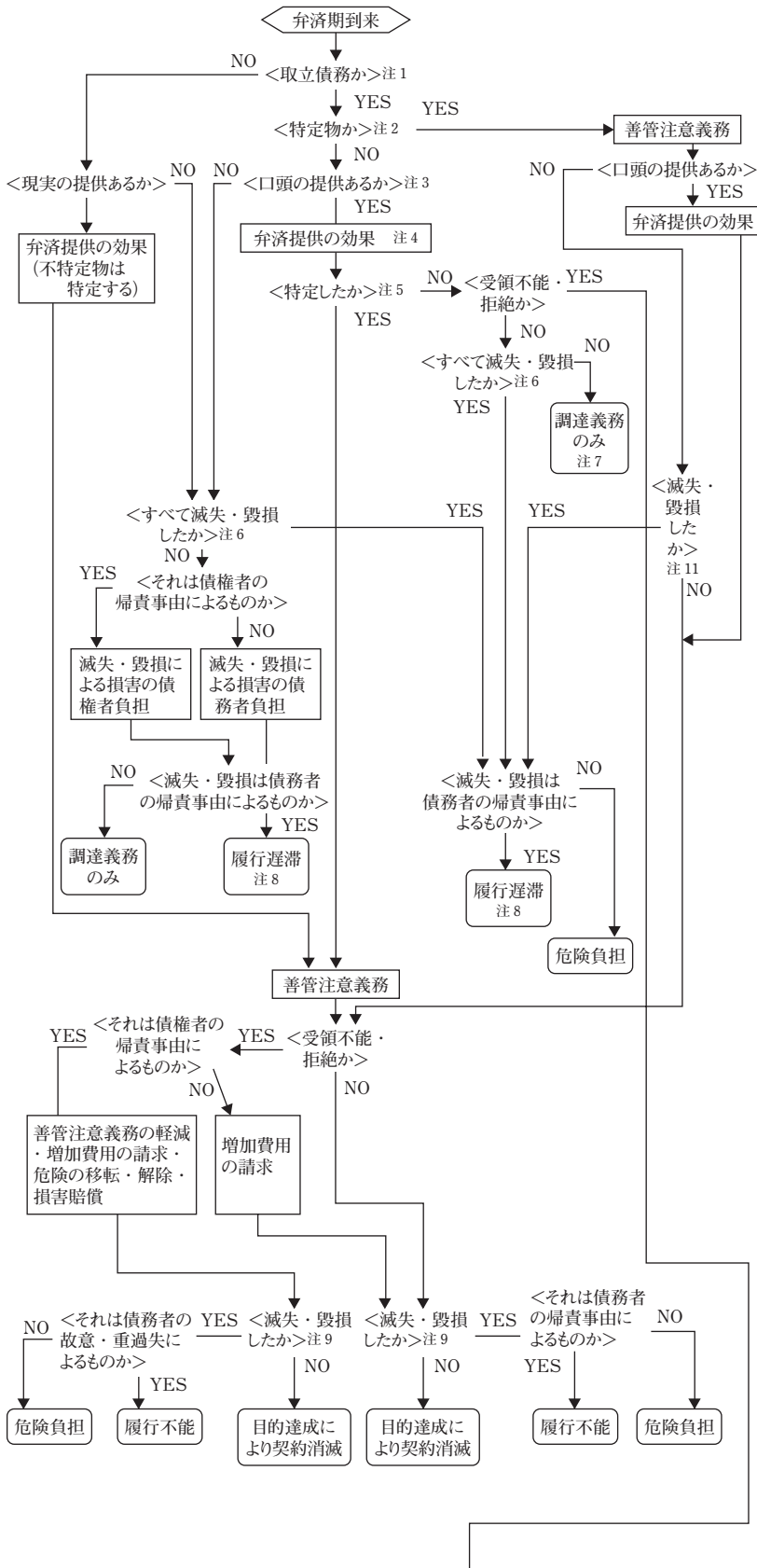
→本問では、いずれの事情もないので、乙の引渡義務は消滅し、かつ、債務者主義により甲の債務は消滅する

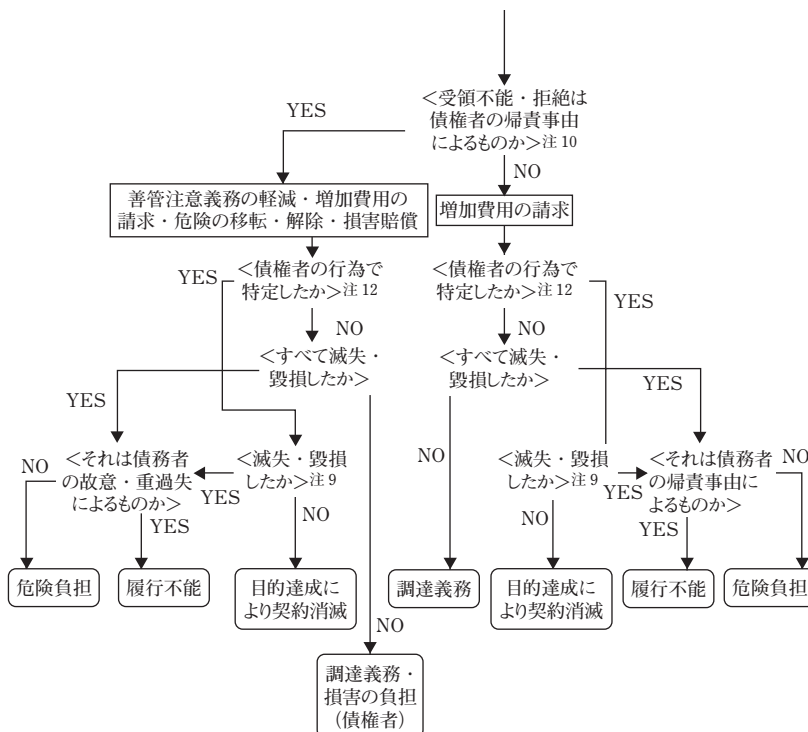
# 契約法全体のプロセス

契約法全体のプロセス1 (前半・契約の効力発生まで) - 法定責任説



契約法全体のプロセス 2 (後半・効力発生以降)





- <注1> 持参債務の場合は、現実の提供によって不特定物は特定してしまうので、特定物と不特定物を区別する実益がない。
- <注2> ここでの特定物とは、性質上の自然的な特定物をいう。
- <注3> このチャートには、弁済の提供をする前に債権者が受領を拒絶したり、受領が不能となった場合を示していないが、受領拒絶の程度が大きい場合には、信義則上口頭の提供が不要となることもあり、弁済提供の効果・受領遅滞の効果が生じる。
- <注4> 弁済の提供の効果（492）が次の7つにはある。
  - (1) 債権者から損害賠償（415）の請求を受けないこと
  - (2) 契約の解除をされないこと
  - (3) 担保を実行されないこと
  - (4) 約定利息は発生しなくなること
  - (5) 債権者の同時履行の抗弁権（533）がなくなること
  - (6) 債務者は供託（494）できること
  - (7) 債務者は自助売却（497）できること
- <注5> 401条2項の「特定」をいう。
- <注6> ここでいう滅失・毀損とは、特定物の場合はその物の滅失・毀損をさし、制限種類債権の場合は、その範囲内のその物全部の滅失・毀損をさす。
- <注7> 弁済の提供をしているのでその効果として履行遅滞にはならない（解除・損害賠償請求されない）。
- <注8> 履行遅滞とあるのは、すべて債務不履行として損害賠償・解除ができることを意味している。
- <注9> このチャートでは法定責任説でいうところの後発的不能の場合のみを考えている。
- <注10> 口頭の提供はしたが、特定していない間に、債権者が受領拒絶（不能）した場合にも、受領遅滞の効果は生じ、それ以後のすべての滅失・毀損による債権不履行責任についての債務者の主観的要件は故意・重過失に限定され、危険も移転する。一部滅失の場合は当然調査義務が残り、滅失した部分の損害を誰が負担するかという問題になる。
- <注11> 性質上の自然的な特定物について、口頭の提供がなく、滅失毀損もしていない間に、買主の方から受け取れないと言って受領を拒絶してくる場合も十分考えられる。
- <注12> 401条2項後段の「特定」をいう。

# 債権法改正の基本方針

## 一 はじめに

経済のグローバル化に伴い、市場の最も基礎的な法的インフラである契約にかかわる法制度を共通化していくという流れが生じている。そこで、債権法の改正が検討されている。「債権法改正に基本方針」（商事法務刊）によればその範囲は総則から、債権総則までかなりの条文にわたっている。

そこで、現行の民法典の契約部分の改正について、改正部分と改正しない部分を目次で概観し、重要な改正点を略述する。

### 第1編 総則

#### 第1章～第4章 改正なし

#### 第5章 法律行為

##### 第1節 総則

##### 第2節 意思表示

##### 第3節 代理および授權

###### 第1款 代理

###### 第1目 基本原則

###### 第2目 表見代理

###### 第3目 無権代理

###### 第2款 授權

##### 第4節 無効および取消し

##### 第5節 条件および期限

##### 第6章 期間の計算 第7章 時効

### 第2編 物権 改正なし

### 第3編 債権

#### 第1部 契約および債権一般

#### 第1章 契約に基づく債権

##### 第1節 通則

###### 第1款 基本原則

###### 第2款 定義

##### 第2節 契約の成立

###### 第1款 契約の締結

###### 第1目 基本原則

###### 第2目 交渉当事者の義務

###### 第3目 申込みと承諾

###### 第4目 約款による契約

###### 第5目 懸賞広告

###### 第2款 契約の無効および取消し [契約の有効性]

###### 第1目 無効および取消しの原因

## 第2目 契約条項の無効

### 第3節 契約の内容

第1款 契約の解釈

第2款 契約から生ずる債権の種類

### 第4節 契約の効力

第1款 債権基本的効力

第2款 債務の不履行

第1目 強制履行

第2目 損害賠償

第3目 解除

第3款 受領遅滞

第4款 期間制限

第5款 事情変更

## 第2章 責任財産

### 第1節 債権者代位権

### 第2節 詐害行為取消

## 第3章 債権の消滅等

### 第1節 弁済

第1款 総則 [弁済の効果等]

第2款 弁済による代位

第3款 弁済の目的物の供託

### 第2節 相殺

### 第3節 更改

### 第4節 一人計算

### 第5節 免除

### 第6節 混同

### 第7節 債権時効

第1款 債権時効の対象および時効期間

第2款 債権時効障害

第3款 債権時効期間満了の効果

## 第4章 当事者の変動

### 第1節 債権譲渡

### 第2節 債権引受

### 第3節 契約上の地位の移転

## 第5章 有価証券

### 第1節 指図証券

### 第2節 持参人払証券

### 第3節 有価証券喪失の場合の権利行使方法

## 第6章 多数当事者の債権債務関係

### 第1節 多数の債権者

### 第2節 多数の債務者

## 第7章 保証

### 第1節 一般の保証

### 第2節 連帯保証

### 第3節 根保証

出題頻度 ★★★

重要度



## 種類債権の特定～取立債務の場合の特定時期

問題提起	取立債務の場合、「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了」(401 II) したとして特定が生じるには、具体的にいかなる行為が必要か。
結論(通説)	取立債務において特定が生じたといえるためには、目的物の <b>分離・準備・通知</b> が必要であると考える。
理由	なぜなら、種類債権が特定されれば危険の移転という強い効果が生じるのであるから (534 II・534 I)、特定を認めるためには、 <b>危険の移転を認めるのにふさわしい行為</b> がなされることが必要であるからである。

出題頻度 ★★★

重要度



## 種類債権の特定～瑕疵ある物の提供

問題提起	債務者が瑕疵ある物を提供した場合でも目的物は特定 (401 II) したといえるか。
結論	瑕疵ある物の提供では <b>特定は生じない</b> と考える。
理由	なぜなら、 <b>特定の趣旨</b> は、債権の目的物をその物に限定し、なすべきことを行った <b>債務者の調達義務を善管注意義務 (400) に軽減する</b> ものであるところ、瑕疵ある物を提供したにすぎない場合には、債務者はなすべきことを行っていないので、その責任を軽減すべき理由はないからである。

出題頻度 ★★☆☆

重要度



## 第三者による債権侵害と不法行為の成否

問題提起	第三者による債権侵害が不法行為を構成しうるのか、債権は相対的な権利であるとされていることから問題となる。
結論(判例)	709条の要件をみたしている限り、 <b>不法行為を構成する</b> と考える。
理由	なぜなら、債権も権利である以上、 <b>権利の通有性としての不可侵性を有する</b> から、この不可侵性を侵害した第三者の行為は違法であるといえるからである。



## 司法試験論文問題

昭和24年度	第1問	【取引の相手方保護】	第1編「総則」
	第2問	【不法な条件と不法原因給付】	第7編「事務管理等」
昭和25年度	第1問	【無権利者からの権利の譲受】	第1編「総則」
	第2問	【相続の放棄】	第9編「相続」
昭和26年度	第1問	【将来の債務の保証】	第4編「債権総論」
	第2問	【非嫡出子】	第8編「親族」
昭和27年度	第1問	【登記請求権】	第2編「物権」
	第2問	【譲渡できない債権】	第4編「債権総論」
	第3問	【詐欺による身分行為】	第8編「親族」
	第4問	【相続回復請求権】	第9編「相続」
昭和28年度	第1問	【権利能力なき社團】	第1編「総則」
	第2問	【準占有と占有訴権】	第2編「物権」
	第3問	【離婚における財産分与請求権】	第8編「親族」
	第4問	【限定承認の社会的意義】	第9編「相続」
昭和29年度	第1問	【法律行為の取消しの効力】	第1編「総則」
	第2問	【所有権に基づく妨害予防請求権】	第2編「物権」
	第3問	【金銭債権の特質】	第4編「債権総論」
	第4問	【扶養と相続との関係】	第8編「親族」
昭和30年度	第1問	【虚偽表示の効力】	第1編「総則」
	第2問	【用益物権と担保物権との差異】	第2編「物権」
	第3問	【債務の承継】	第4編「債権総論」
	第4問	【親権】	第8編「親族」
昭和31年度	第1問	【公信の原則】	第2編「物権」
	第2問	【不完全履行】	第4編「債権総論」
昭和32年度	第1問	【代理権の制限】	第1編「総則」
	第2問	【婚約と内縁との比較】	第8編「親族」
昭和33年度	第1問	【承諾ある転貸】	第6編「契約各論」
	第2問	【離婚における破綻主義】	第8編「親族」

大判明 37.2.1	189	大判昭 5.7.26	85
大判明 39.2.5	141	大決昭 6.4.7	341
大判明 42.5.14	281	大判昭 6.9.16	131
大判明 43.7.6	111、120、127	大判昭 6.11.21	290
大連判明 44.3.24	149、157	大判昭 7.6.28	272
大判明 44.10.3	141	大決昭 8.8.18	287
大判明 44.12.16	353	大判昭 9.1.30	236
大判大 3.3.10	172	大判昭 9.2.26	353
大連判大 3.12.22	264	大判昭 10.3.12	115
大判大 4.3.10	45	大判昭 10.4.25	42
大判大 4.4.1	251	大判昭 11.3.13	288
大判大 4.7.10	278	大昭 11.6.2	341
大判大 4.9.21	173、188	大判昭 12. 1. 20	194
大判大 5.5.8	391	大判昭 12.5.7	306
大判大 5.12.6	152	大判昭 12.7.7	29
大判大 6.10.2	261	大判昭 13.2.15	341
大判大 6.10.18	318	大判昭 14.10.13	187
大判大 7.6.21	173	大判昭 15.5.29	322
大判大 7.8.27	80	大判昭 15.9.21	189
大判大 7.9.26	141	大判昭 18.9.10	237
大判大 7.12.7	322	大判昭 8.12.5	370
大判大 7.8.14	354	大判昭 18.12.22	114
大判大 8.3.28	261、272	大判昭 20.5.21	218
大判大 8.6.26	127	最判昭 23.12.14	353
大判大 8.8.25	271	東京高判昭 27.10.31	279
大判大 9.3.29	354	最判昭 28.5.29	261
大判大 9.12.22	173	最判昭 28.12.14	108
大判大 9.12.24	150、153	最判昭 28.12.18	43
大判大 10.3.23	353	最判昭 30.5.31	47
大判大 10.6.18	154	最判昭 30.10.18	27
大判大 12.5.7	194	最判昭 30.10.11	153
大判大 12.7.10	135	最判昭 31.11.27	353
大判大 12.2.14	190	最判昭 32.3.8	384
大判大 13.7.18	354	最大判昭 32.6.5	356
大判大 14.12.3	353	最判昭 32.11.1	143
大連判大 15.5.22	81	最判昭 32.12.19	206
大判昭 3.2.28	306	最判昭 34.6.19	173、185
大判昭 4.3.14	145	最判昭 35.4.26	145
大判昭 4.3.30	60	最判昭 35.11.22	253
大判昭 4.6.19	64、293	最大判昭 36.7.19	145、151、153、154、160
大判昭 4.12.16	111、122、127	最判昭 37.8.21	323
大判昭 5.4.7	353	最判昭 37.9.21	353
大決昭 5.4.11	290	最判昭 37.10.9	156、157

## 英数字

94条2項の「第三者」の代位行使と 相手方の抗弁	113
-----------------------------	-----

## あ行

与える債務	19
安全配慮義務	66
異議をとどめない承諾	282
意思表示による不可分給付	176
慰謝料	75
委託を受けた保証人	223
委託を受けない保証人	223
一部弁済者による抵当権の実行	343
一部免除	179
移転登記請求権の代位行使	120
受取証書交付請求権	337
受取証書の持参人に対する弁済	329
内入弁済	340

## か行

確定日付	262
確定日付ある通知が同時に到達した場合	266
各譲受人間の内部関係	268
貸金等根保証	237
過失相殺	87
間接強制	49
基本権たる利息債権	32
記名式所持人払債権	301
求償権の成立要件	191
給付保持力	41
強制履行	48
供託	387
供託者による供託物の取戻し	389
共同保証	234
金銭債権	30
金銭債務の特則	86
継続的保証	235
契約上の地位の移転	306
結果債務	20
検索の抗弁権	214

現実の提供	353
更改	390
口頭の提供	354
抗弁承継の原則	276
抗弁の切斷	281
混同	392

## さ行

債権関係のまとめ	14
債権者があらかじめ受領を拒んでいる場合	354
債権者代位権	105
債権者代位権の効果	116
債権者代位権の転用	118, 125
債権者代位権の要件	106
債権者の受領拒絶と債務者の無資力	357
債権証書返還請求権	336
債権譲渡	245
債権譲渡通知請求権の代位行使	122
債権譲渡特例法	299
債権譲渡と相殺	351
債権譲渡と通謀虚偽表示の抗弁	278
債権譲渡の対抗要件	258
債権消滅後の相殺	384
債権に基づく妨害排除請求	43
債権の意義・性質	7
債権の一生の処理手順	13
債権の効力	40
債権の自由譲渡性	248
債権の準占有者に対する弁済	321
債権の消滅	312
債権の消滅と相殺の遡及効	384
債権の対外的効力	104
債権の目的	16
債権の劣後譲受人に対する弁済と478条	271
債権法の全体図	3
催告の抗弁権	213
財産的損害	75
裁判外の請求力	41
裁判上の請求の要否	112
裁判上の請求力	42
裁判上の代位	107
債務	43

編著者代表 反町 勝夫 (そりまち かつお)

<経歴>

1965年東京大学経済学部卒業。株式会社電通勤務を経て、1970年公認会計士第2次試験合格。公認会計士試験受験指導を通じて開発した、経済学・経営学・会計学の論理体系思考を法律分野に導入し、新しい実務法律体系(LEC体系)を創造する。

1978年司法試験合格後、株式会社東京リーガルマインド(LEC)を創立。わが国で一般的に行われている実務法律・会計の、教育・研修システムのほとんどを考案し、今日それらは資格試験・実務研修のデファクトスタンダードになっている。2004年日本初の株式会社大学「LEC東京リーガルマインド大学〔略称：LEC(れっく)大学〕」創立、2005年LEC会計大学院創立。若年者の就職100%を目指してキャリア開発学という学問分野を立ち上げ、研究・教育に邁進する。現在、弁護士・弁理士・税理士・会計士補・社会保険労務士。株式会社東京リーガルマインド代表取締役社長。LEC大学学長。

著書に『21世紀を拓く法的思考』『司法改革—時代を先取りする「提言」—』『司法改革2—新時代を築く人々—』『各界トップが語る—改革への法的思考』『各界トップが語る—改革のプロセス』『各界トップが語る—改革の羅針盤』『各界トップが語る—改革の発進』『各界トップが語る—ここまで進んだ「改革」』『わかる!楽しい!法律』(LEC東京リーガルマインド)、『土業再生』(ダイヤモンド社)。広報誌『法律文化』編集長。そのほか、資格試験受験用テキスト(『C-Book』など)・社員研修用教材、論文・評論多数。

PROVIDENCEシリーズ

## C-Book 民法Ⅲ<債権総論> 第5版

2001年3月30日 第1版 第1刷発行

2011年5月30日 第5版 第1刷発行

編著者●株式会社 東京リーガルマインド

LEC総合研究所 司法試験部

発行所●株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011 (代表)

☎03(5913)6336 (出版部)

☎048(999)7581 (書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

[www.lec.co.jp/](http://www.lec.co.jp/)

カバーデザイン●大久保正幸事務所

印刷・製本●株式会社 サンヨー

©2011 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-2619-1

### 複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたしております。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-2619-1

C3332 ¥1900E



9784844926191

定価1,995円 本価1,900円 +税5%  
LD02619



1923332019009



**Book**

**民法Ⅲ**

**債権総論**

**第5版**